

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間及び 63 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 63 年 2 月から同年 3 月まで

申立期間①については、私と私の前夫が国民年金に加入していないことを知った私の父親が、昭和 55 年 6 月に国民年金の加入手続を行い、未納となっていた私と前夫の国民年金保険料を一括して 30 万円納付したと聞いている。

申立期間②については、国民年金に加入以降は、国民年金保険料をすべて納付してきたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間については、申立人と夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていたその前夫の国民年金保険料が納付済みとなっている上、当該期間の国民年金保険料額と 55 年 6 月 30 日に一括納付されている申立人夫婦の国民年金保険料額を合算した額が申立人の父親が当時一括納付したとする金額と合致していることから、当該期間の国民年金保険料については納付されていたものと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、2 か月と短期間である上、申立人は、昭和 55 年 6 月に国民年金に加入以降、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付または追納している上、申立期間直前の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、当該期間のみが未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①のうち、昭和 45 年 5 月から 53 年 3 月までの期間につ

いては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 55 年 6 月の時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間については、申立人及びその前夫ともに未納となっていることが確認できる上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間及び 63 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 62 年 3 月まで

私は、申立期間当時、看護師として小さな医院に勤務していた。私の国民年金保険料については、私の夫が毎月、集落の定例会で公民館長に納めていたことを記憶している。平成 2 年 11 月に厚生年金保険に加入するまでは、国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 12 月までの期間については、申立人から提出された「昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」欄に記載された金額と同年分の国民年金保険料額が一致することから、申立人は、国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から 62 年 3 月までの期間については、申立人から提出された「昭和 60 年分及び 61 年分の給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」欄に保険料控除の記載が無い上、申立人の国民年金保険料を納めていたとするその夫についても申請免除または未納となっている。

また、申立人及びその夫が、当該期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 7 日から 36 年 5 月 13 日まで

私は転職するために申立期間を通して勤務していた事業所を無届で退職したので、同社で退職手続を行っておらず退職金等も受給していない。

また、退職後、私から当該事業所と連絡を取ったことは無いため、事業所は私の連絡先を知らないはずであり、私が脱退手当金に関する連絡を受けるはずがない。

脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、申立人に係る脱退手当金の代理請求を行っていないと証言している上、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険資格喪失日から、約 1 年 2 か月後の昭和 37 年 7 月 2 日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人の昭和 36 年 6 月 25 日から同年 10 月 24 日までの被保険者期間については、37 年 7 月に支給決定された脱退手当金の計算の基礎とされておらず未請求となっていることが確認でき、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一事業所で、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 37 年 7 月の 3 か月後の 37 年 10 月に国民年金に加入し、昭和 58 年に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

鹿児島国民年金 事案 537

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間については、私の家庭環境に変化は無く、国民年金保険料を納付できなかった理由も無く、また、国民年金の被保険者資格の喪失手続をした記憶も無いので、未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金被保険者台帳及び市の国民年金被保険者名簿により、申立期間は、国民年金の任意加入期間であり、昭和 57 年 7 月に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間の大部分の期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、納付したとする保険料の金額が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 48 年 3 月まで

「ねんきん特別便」が届き、私の国民年金の資格取得年月日が昭和 48 年 4 月 14 日となっていることに気づいた。私は、20 歳になった記念に国民年金の加入手続きを行い、保険料を集金人に納付していたことを記憶しており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料を集金人に納付していた。」と述べているが、申立人が所持する国民年金手帳から資格取得処理日は、昭和 48 年 4 月 14 日であることが確認でき、申立期間の国民年金保険料の大部分については、過年度保険料となるため、集金人に納付することができなかったものと考えられる上、申立人が提出した国民年金保険料袋には申立期間直後の昭和 48 年度からの領収印しか確認できないことから、申立人は、昭和 48 年度分から国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 37 年 8 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 37 年 8 月から 39 年 3 月まで

私は、申立期間当時、私の両親と同居しており、20 歳になった際、私の父親が私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を自治会を通じて毎月、納付してくれていたことを父親から何度も聞いていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 11 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及びその父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から59年2月までの期間及び平成4年12月から5年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から59年2月まで
② 平成4年12月から5年1月まで

申立期間①は、私が大学在学中であり、20歳になった際に、私の父親が実家で私の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたことを記憶している。

また、申立期間②については、農協で短期間働いていた時期で、国民年金保険料を納付していたと思うので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「20歳になった際に父親が、実家で私の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。」と述べているが、申立人は、20歳時には実家ではなく、大学の所在地に居住していることが戸籍の附票により確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年9月に払い出されていることが確認でき、その時点では、当該期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、社会保険庁の記録では、申立人が、国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人から提出された年金手帳にも国民年金の加入記録の記載が無いことから、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものとするのが自然である。

さらに、申立人及びその父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に死亡している上、申立期間②については、申立人が国民年金の加入状況及び保険料の納付状況についての記憶が明確でないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 541 (事案 397 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年11月まで

私は、平成3年2月、夫が退職金をもらった時に一括で40万円近くの国民年金保険料を市役所の年金係の男性職員に納付した。市役所の年金係から「未納となっている国民年金保険料を納付すれば国民年金を満額受給できます。」と言われて一括納付したものの、詳しい説明も全くなく、領収書ももらわなかった。

当初の判断後、申立期間に係る預金取引明細表が見つかったので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に払い出され、申立人は同年12月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立人が国民年金保険料を納付したとする平成3年2月ごろは、特例納付の実施時期でもなかったことから、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない期間であったと考えられることなどを総合的に判断して、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、国民年金保険料の納付を示す資料として新たに平成3年の預金取引明細表を提出したが、当該預金取引明細表では申立期間の保険料の納付を示す記載は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月1日から35年9月20日まで

私は、映画館に勤務していたが、昭和35年9月に婚姻のために退職した。脱退手当金を支給されたとする同年11月30日には、すでに結婚して別の地区に転居していた。

当時、私は、脱退手当金の受給手続きをした記憶は無く、退職後、勤務していた事業所には、一度も訪問していないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る被保険者台帳により、厚生省（当時）が、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ昭和35年10月11日に回答していることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から2か月後の昭和35年11月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は、通算年金制度創設前の昭和35年11月30日に支給決定されており、申立人は申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 263

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 9 年 5 月 31 日まで
申立期間当時は、私が申立事業所の事業主で、私の妻が経理担当者であった。

申立事業所では、厚生年金保険料等の納付が遅れがちとなり、社会保険事務所と話し合った上で、毎月 10 万円ずつ納付していたところ、平成 9 年に私の妻が社会保険事務所へ保険料の納付に行った際、担当職員から、8 年ごろまでさかのぼって標準報酬月額を減額するように指示された。具体的には、標準報酬月額 59 万円だった私については 34 万円に、24 万円だった私の妻については 9 万 2,000 円にするようにとの指示であった。

ところが、平成 10 年 3 月、私が年金受給手続のために社会保険事務所へ行った際、申立期間中の私の標準報酬月額も 9 万 2,000 円になっていたことを初めて知った。その時すぐに訂正するよう申立てたが、変更できないとの回答だった。

さかのぼって行われた減額に関しては、私は社会保険事務所へ届出をした覚えが無く、社会保険事務所からの連絡も無かったので、申立期間の標準報酬月額について、減額前の記録へ訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 7 年 11 月から 8 年 4 月までは 59 万円、8 年 5 月から同年 10 月までは 50 万円、8 年 11 月から 9 年 4 月までは 34 万円と記録されてい

たところ、申立事業所全喪後の9年11月11日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る登記簿から、申立人が当該事業所の代表取締役、その妻が取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は、「平成9年ごろから厚生年金保険料等の納付が遅れていたため、毎月10万円ずつ分割して納付していた。」と供述しており、当時、社会保険事務所から保険料納付を強く要請されていたものと推認される。

さらに、申立人及びその妻は、平成9年5月ごろに保険料納付に行った際、減額手続をした旨供述していることから、当該標準報酬月額減額処理については、申立人夫婦が関与していたものと認められるところ、申立期間に係る9年11月11日付けの処理に関しても、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年5月1日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所（昭和20年12月1日、B事業所から名称変更）に勤務していた昭和20年6月4日から24年10月1日までの期間のうち、申立期間25か月間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

私は、入社以降、昭和24年に当該事業所が倒産するまで休暇も取らずに勤め、また、申立期間中の22年10月には業務災害により重傷を負い、労災補償を受けたこともある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後にA事業所等に係る厚生年金保険の加入記録のある元同僚の証言により、申立人が申立期間及びその前後に、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和20年6月4日に資格を取得後、申立期間直前の21年4月1日に一度資格を喪失し、申立期間直後の23年5月1日に再度資格を取得していることが確認できるのみであり、申立期間について、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

また、当該事業所は、昭和24年10月1日に全喪しており、申立人が姓のみを挙げる元同僚の所在は確認できない上、申立期間当時に勤務してい

たとする別の元同僚から聴取しても、申立期間中の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況については分からないとしており、申立ての事実に係る関連資料、証言等を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する被保険者名簿により、申立事業所の全被保険者 130 人のうち 100 人が申立期間始期の昭和 21 年 4 月 1 日より前に資格を喪失していることが確認できる上、申立人を含む 26 人が同年 4 月 1 日付けで資格を喪失しているところ、このうち申立人を含む 14 人が申立期間終期の 23 年 5 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認できることから、当該事業所では、申立期間当時、過半数の従業員について厚生年金保険に加入させていなかったことが推察される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月10日から6年10月1日まで

私は、平成3年4月10日から7年6月1日まで継続してA事業所で準社員のメイドとして働いていたにもかかわらず、社会保険事務所へ照会したところ、私の厚生年金保険の加入記録は6年10月1日から7年6月1日までの8か月間のみとなっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者情報などにより、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は申立期間直後の平成6年10月1日に資格を取得後、7年6月1日で一度資格を喪失し、9年3月1日に再度資格を取得していることが確認できるのみであり、申立期間について、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

また、平成10年4月1日に全喪した申立事業所を引継ぐB事業所が保管する申立事業所に係る給与計算書により、申立人に係る厚生年金保険料等の控除については、平成6年10月分からは確認できるものの、申立期間のうち、4年12月分から6年9月分までの給与からは同保険料等が控除されていないことが確認できることから、給与計算書が無い3年4月分から4年11月分までの給与についても、同保険料等の控除が無かったものと考え

られる。

さらに、B事業所が保管する申立事業所に係る入退社記録簿により、平成3年1月11日に申立人が当該事業所に正社員ではなく嘱託社員として採用されていることが記載されており、入社時には健康保険についても加入していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間に係る加入記録が無いとの回答であった。

私は申立期間当時、A地区のB事業所という名称の事業所に勤務し、隣接するC地区内を自転車で飲料品を配達するアルバイトをしていた。

申立事業所の営業所長が私の厚生年金保険料を納付していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において確認を行ったものの、申立期間当時、A地区内には申立人が挙げた事業所名の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、申立事業所名に類似し、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていたD事業所について確認を行ったが、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の氏名は無い。

さらに、申立人は、申立期間当時の雇用形態はアルバイトであり、勤務時間は1日4時間程度であったとしている上、保険料の控除については記憶しておらず、給与明細書は受け取ったことが無かったと述べていることなどから、勤務先と常用的使用関係が無く、厚生年金保険の適用対象者となっていなかったものと推認される。

加えて、申立人が挙げる申立期間当時の上司においても当該事業所に係

る厚生年金保険の加入記録は無く、当該上司に聴取したものの、申立人の氏名を記憶しておらず、申立人が入社前の面接者として挙げた者は既に死亡しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 17 日から 62 年 11 月末日ごろまで
私は申立期間中、A事業所で正社員として勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所では厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

しかし、当時一緒に働いていた元同僚には、当該事業所における被保険者資格記録があり、私だけ加入していないことは考えられない。

申立事業所に係る写真があり、また、健康保険証をもらっていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する写真及び申立人が挙げた元同僚の証言などにより、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は申立期間のうち、昭和 58 年 9 月 17 日から 59 年 5 月 16 日までの期間、59 年 7 月 1 日から 60 年 3 月 31 日までの期間及び 60 年 8 月 10 日から 61 年 4 月 1 日までの期間については、申立人の夫の健康保険の被扶養者になっていることが確認できる上、申立人の夫が健康保険に加入していない期間については、申立人自身がB町（現在はC市）の国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間について、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。